

都市ガス料金の支払い方法に関するご承諾規約

第1条（債権譲渡の承諾）

承諾者（以下、「甲」といいます。）は、この「都市ガス料金の支払い方法に関するご承諾規約」（以下、「本規約」といいます。）に従って、大東建託パートナーズ株式会社（以下、「乙」といいます。）が株式会社ガスパル（以下、「譲渡人」といいます。）から第2条に規定する対象債権（以下、「対象債権」といいます。）を譲り受けること（以下、「本件債権譲渡」といいます。）を異議なく承諾します。なお、本規約に規定がない事項については、対象債権の発生根拠となる約定によるものとします。

第2条（対象債権）

本件債権譲渡の対象となる債権（対象債権）は、以下に規定する債権とします。

① 譲渡人が、甲に対して、都市ガス供給契約に基づき、現在及び将来有するガス料金債権（基本料金債権、従量料金債権、その他明細書発行手数料等及びこれらに課される消費税）。

第3条（承諾の範囲）

甲は、対象債権の一部のみについて本件債権譲渡を承諾することはできないものとします。

第4条（支払情報の通知）

甲は、乙に対して、甲が支払期日を経過してもなお対象債権を弁済しない場合、乙が譲渡人に対して当該情報を通知する必要があることについて同意します。

第5条（承諾方法）

甲は、本件債権譲渡の承諾を、乙所定の承諾書に必要事項を記入する方法または乙所定の本件債権譲渡の承諾用の電磁的方法によって行うものとします。

2 前項の承諾にあたって、甲は、乙に対して、対象債権の特定及び乙による請求に必要な電話番号その他情報を申告します。

第6条（支払方法及び充当関係）

甲は、対象債権の支払方法として、都市ガス供給契約の対象である建物に関する建物賃貸借契約（乙が貸主の賃貸借契約。以下、「本件賃貸借契約」といいます。）に基づく賃料等の同一の決済手段にて同一の支払期日に毎月まとめて支払うかどうかを選択するものとします。

2 甲は、前項に基づき対象債権と本件賃貸借契約に基づく賃料等を同一の決済手段にて同一の支払期日に毎月まとめて支払うことを希望する場合で、本件賃貸借契約の借主が甲以外の者であるときまたはガス料金の支払いに関し利害関係人がいるとき（決済手段がクレジットカード払いの場合に甲以外の者がクレジットカードの名義人となっているときの当該名義人、決済手段が預金口座からの自動振替払いの場合に甲以外の者が預金口座の名義人となっているときの当該名義人等）は、当該借主及び利害関係人の全員から同意を得なければなりません。

3 (1) 本件債権譲渡に関わらず、以下に規定する事由が発生した場合、以降当然に、対象債権（発生時点で支払期日が未到来のものを含みます。）は、甲に請求できるものとします。

- ① 乙と建物所有者との間の一括賃貸借契約が終了した場合
- ② 本件建物賃貸借契約が終了した場合
- ③ 甲と譲渡人間の都市ガス供給契約が終了した場合

(2) 本件債権譲渡に関わらず、乙は、以下に規定する事由が発生した場合、①については直ちに、②及び③については催告した上で、対象債権につき、乙が定める日以降、甲に請求することができるものとします。

- ① 甲から、本件債権譲渡にかかるサービスの提供を受けることを終了させたい旨の申出があった場合
- ② 甲が本規約にかかる約定の一つにでも違反した場合
- ③ その他乙が本件債権譲渡にかかるサービスの提供を継続し難い重大な事由が発生したと判断した場合

4 甲が弁済した金額が、対象債権も含む乙に対する債務全額を完済するに足りないときは、乙は、乙が適当と認める順序、方法によっていずれの債務にも充当することができるものとします。

第7条（権利及び義務の譲渡の禁止）

甲は、本規約に関する契約上の地位、権利または義務を、第三者に譲渡しもしくは引き受けさせ、または、貸与、質入れその他担保に供すること等はできません。

第8条（対象債権に関する役務の提供停止）

甲は、対象債権の支払について、支払期日を経過しても支払を行わない場合、対象債権の発生根拠となる約定に従い乙または譲渡人によるガスの供給が停止される場合があることを了承します。

第9条（変更事項の届出）

甲は、乙に対して、本件債権譲渡の承諾をするにあたり届け出た事項（氏名等）に変更が生じた場合には、速やかに届け出るものとします。

2 前項の届出を怠ったまたは不備があったことによって、甲、譲渡人または第三者に損害その他の不利益が生じた場合でも、乙は一切の責任を負わないものとします。

第10条（個人情報の取扱い）

甲は、本件債権譲渡に伴い乙が譲渡人から取得した個人情報について、乙が対象債権譲渡行使のために必要な範囲で利用することに同意するものとします。

2 甲は、本件債権譲渡に伴い乙が取得した甲の個人情報のうち対象債権に関する収納状況その他必要な情報を譲渡人に対して通知する場合があることに同意します。

第 1 1 条（規約の変更）

本規約は、事前の予告無しに変更する場合があります。この場合には、変更後の規約の内容によります。

第 1 2 条（専属管轄）

甲及び乙は、本規約に関して紛糾が生じた場合は、その金額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一番の専属的合意管轄裁判所とすることにします。

2017/10/16 : 都市ガス事業部 谷口